

中心市街地での

新たな商業、サービス業等を応援します！

入善町まちなか新店舗等立地応援事業補助金を創設しました

入善町の中心市街地とその周辺における新店舗等の立地を支援することで、歩いて暮らせるまちづくりの推進および商店街等のにぎわい創出を図ります。

● 補助対象者

20歳以上で、1年以内に対象区域内で新規創業する者

● 対象区域 ※右図参照（斜線箇所）

- ・中心区域 … 入善町中心市街地活性化基本計画で定める区域
- ・市街地区域…入善町立地適正化計画に定める都市機能誘導区域で、中心区域及び町道入善駅国道線の西側(町道入善駅国道線沿いを除く)を除いた区域

● 対象業種

○「一般事業」に該当する業種

日本産業分類(大分類)において□

「卸売業・小売業」、「専門・技術サービス業(学術研究を除く)」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業(娯楽業を除く)」に分類される業種

○「特例事業」に該当する業種

「歩いて暮らせるまちづくり」、「にぎわい創出」の視点から、以下の業種を中心区域に必要な「特例事業」として募集します。特例事業に該当する場合、補助率と限度額を引き上げます。

<募集業種>

衣類雑貨等の小売業、飲食料品の小売業全般、飲食店全般(ただし、バー、キャバレー、ナイトクラブは除く)、旅館、ホテル

● 補助対象経費等

- ・店舗等の新築、改築、購入(用地含む)、改装等にかかる費用
- ・什器、備品等の取得費用

● 補助率および補助限度額

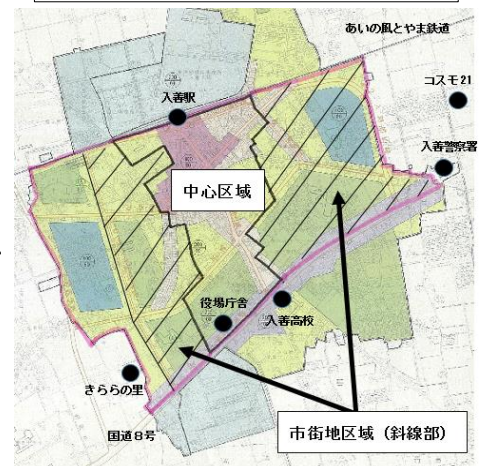
中心区域	市街地区域
【一般事業】 ・補助率：3分の1以内 ・限度額：150万円	【特例事業】 ・補助率：3分の1以内 ・限度額：100万円
【特例事業】 ・補助率：2分の1以内 ・限度額：200万円	

● 申請方法

事前に商工会と相談の上、次の書類を提出してください。

- (1) 入善町まちなか新店舗等立地応援事業補助金交付申請書
- (2) 商工会発行の事業推薦書
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 補助金返還についての誓約書
- (5) その他事業に必要なと認める書類

※「中心区域」および「市街地区域」の範囲



■ 問い合わせ先

入善町キラキラ商工観光課 商工観光係

〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳3255番地

TEL 0765-72-3802 FAX 0765-74-2108